

2016年6月24日 全9頁

# 2016年4、5月に成立した主な法律など

「銀行法関係」「会社法関係」「民法関係」などの視点から

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

## [要約]

- 2016年（平成28年）の通常国会（第190回）が、6月1日に会期を終了した。
- この国会で4、5月に成立した主な法律を中心に、成立日、施行日、概略、関連レポートなどを簡単にまとめた。
- 具体的には、1) FinTech、仮想通貨などに対応するための銀行法等の改正、2) 消費者契約法の強化、3) 合意制度（いわゆる日本版司法取引制度）の導入等を内容とする刑事訴訟法の改正などを取り上げた。

## 1. はじめに

2016年（平成28年）の通常国会（第190回）が、6月1日に会期を終了した。この国会で4、5月に成立した内閣提出の主な法律につき、「銀行法関係」「会社法関係」「民法関係」「消費者契約関係」「独禁法関係」「刑事訴訟法関係」という視点から簡単に整理した<sup>(注1)</sup>。

(注1) 内閣法制局の以下のウェブサイトを見ると、2016年の通常国会（第190回）で成立した法案は、内閣提出のものと議員提出のものを合わせて、74件となっている。

<http://www.clb.go.jp/contents/new.html>

ただし、「会社法関係」「独禁法関係」については、大きな改正は見当たらなかった。そこで「会社法関係」「独禁法関係」と、加えて「民法関係」については、改正された省令や、未成立の法案について取り上げている。

## 2. 成立した主な法律等

### (1) 銀行法関係

FinTech、仮想通貨などへの対応のため、銀行法、資金決済に関する法律（以下、資金決済法）などが改正された。「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」がそれである。成立日、ごく簡単な概略、関連レポートなどは、図表1参照。

図表1 FinTech、仮想通貨などに対応するための銀行法等の改正

法令名	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律
成立日	2016年（平成28年）5月25日
公布日	2016年（平成28年）6月3日
施行日	・原則、公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、改正された。</li> <li>・①金融グループの経営管理における銀行持株会社等が果たすべき機能の明確化、②金融グループ内の共通・重複業務の集約等の容易化、③金融関連IT企業への出資の柔軟化、④プリペイドカード利用についての苦情処理体制の整備、⑤仮想通貨への対応（仮想通貨の売買などを業として行う仮想通貨交換業者に対する登録制・規制等の導入）などの改正が行われている。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律等については、金融庁の以下のウェブサイト参照。  <a href="http://www.fsa.go.jp/common/diet/">http://www.fsa.go.jp/common/diet/</a></li> </ul> <p>&lt;関連レポート&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「FinTech、仮想通貨などを巡る銀行法等改正法案の概要」（横山淳、2016年3月25日）  <a href="http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160325_010760.html">http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160325_010760.html</a></li> <li>・「FinTech対応 銀行の議決権保有規制等の緩和」（横山淳、2016年4月13日）</li> </ul>

	<p><a href="http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160413_010819.html">http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160413_010819.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「仮想通貨を巡る制度整備」（横山淳、2016年5月20日）</li> </ul> <p><a href="http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160520_010904.html">http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160520_010904.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「FinTech、仮想通貨などを巡る銀行法等改正法、成立」（横山淳、2016年6月8日）</li> </ul> <p><a href="http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160608_010961.html">http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160608_010961.html</a></p>
--	---

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

## （２）会社法関係

会社法の大きな改正はなかった。

しかし、株式会社に関わりが深い、商業登記に関する改正があった。もっとも、それは法律の改正ではなく、省令の改正であった。しかし、重要な改正と思われるので、例外的に、法律の改正と並べて掲げることにする。それは「商業登記規則等の一部を改正する省令」である。施行日、簡単な概略、関連レポートなどは、図表2参照。

**図表2 登記時の株主リストの添付義務（商業登記規則等の改正）**

法令名	商業登記規則等の一部を改正する省令
成立日	2016年（平成28年）4月20日（ここでは公布日を記載している）
公布日	2016年（平成28年）4月20日
施行日	2016年（平成28年）10月1日
概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正理由としては、a）商業・法人登記を悪用した犯罪や違法行為が後をたたず、消費者保護又は犯罪抑止の観点から更なる商業登記の真実性の担保を図る必要があること、b）国際的に、登記所で法人の所有者情報を把握して、法人の透明性を確保し、法人格の悪用を防止すべきであるとの要請があることが掲げられている。</li> <li>・株主総会の決議等を経て登記をする場合、新たに株主リストを添付することが義務付けられた。</li> <li>・例えば、登記すべき事項につき株主総会決議を要する場合には、申請書に、</li> </ul>

	議決権割合が高い方から 10 位（もしくは 3 分の 2）までの主要な株主について、株主リストを添付することが義務付けられる。
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見募集時の資料については、以下のウェブサイト参照。  <a href="http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=300080144&amp;Mode=0&amp;fromPCMMSTDETAIL=true">http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=300080144&amp;Mode=0&amp;fromPCMMSTDETAIL=true</a></li> <li>意見募集の結果公表時の資料については、以下のウェブサイト参照。  <a href="http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=300080144&amp;Mode=2">http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=300080144&amp;Mode=2</a></li> </ul> <p>&lt;関連レポート&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「株主リストの添付が、登記時に必要に」（堀内勇世、2016 年 6 月 10 日）  <a href="http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20160610_010973.html">http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20160610_010973.html</a></li> </ul>

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

### （３）民法関係

再婚禁止期間の短縮等に関する民法改正が成立した。昨年の最高裁判所の違憲判断を受けた緊急改正である。成立日、施行日、簡単な概略などは、図表 3 参照。

**図表 3 再婚禁止期間の短縮等（民法の改正）**

法令名	民法の一部を改正する法律
成立日	2016 年（平成 28 年）6 月 1 日
公布日	2016 年（平成 28 年）6 月 7 日
施行日	2016 年（平成 28 年）6 月 7 日 (公布日から施行。)
概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の再婚禁止期間が前婚の解消又は取消しの日から起算して 100 日に短縮される（改正前は 6 ヶ月）とともに、再婚禁止期間内でも再婚することができる場合について明らかにした。</li> <li>女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から 6 ヶ月と定める（改正前の）民法の規定のうち、100 日を超える部分は憲法違反であるとの</li> </ul>

	<p>最高裁判所判決（2015年12月16日）があったことを直接の契機とする改正である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行後3年を目途として、施行の状況等を勘案し、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるとの規定を附則に加える修正が、衆議院においてなされた。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法案や修正案は、法務省の以下のウェブサイト参照。  <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00181.html">http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00181.html</a></li> <li>・法務省「民法の一部を改正する法律（再婚禁止期間の短縮等）について」  <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00191.html">http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00191.html</a></li> </ul>

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、2015年の通常国会（第189回）において、いわゆる継続審議となっていた、いわゆる「債権法」の改正に関する民法改正法案は、2016年の通常国会（第190回）においても、再度、継続審議となっている<sup>（注2）（注3）</sup>。

（注2）いわゆる債権法の改正に関する民法改正法案は、法務省の以下のウェブサイト参照。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00175.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html)

（注3）関連レポートとして、以下のものがある。

- ・「民法改正法案、国会に提出される」（堀内勇世、2015年4月3日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150403\\_009621.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150403_009621.html)

- ・「定型約款に係る改正（1）」（堀内勇世、2015年5月22日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150522\\_009741.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150522_009741.html)

- ・「定型約款に係る改正（2）～経過措置等」（堀内勇世、2015年5月26日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150526\\_009760.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150526_009760.html)

#### （4）消費者契約関係

消費者契約法の強化を図る、改正が行われた。施行日、簡単な概略、関連レポートなどは、

図表 4 参照。

なお、消費者契約法とは、例えば、消費者を保護するため、①事業者が消費者契約について勧誘をするに際して、一定の不当な行為をした場合に消費者に取消権を付与したり、②消費者契約において使用された、一定の不当な条項については無効であるとしたりしている法律である。

図表 4 消費者契約法の強化

法令名	消費者契約法の一部を改正する法律
成立日	2016 年（平成 28 年）5 月 25 日
公布日	2016 年（平成 28 年）6 月 3 日
施行日	原則 2017 年（平成 29 年）6 月 3 日 (一部の規定を除き、公布日から起算して 1 年を経過した日から施行。)
概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るために、改正がなされた。</li> <li>・例えば、過量な内容の消費者契約に対する消費者の取消権の追加、取消権の行使期間の延長、消費者の解除権を放棄させる条項の無効に関する規定の新設などの改正がなされている。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法案は、消費者庁の以下のウェブサイト参照。 <a href="http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/">http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/</a></li> <li>・成立した法律は、消費者庁の以下のウェブサイト参照。 <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/consumer_contract_amend.html">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/consumer_contract_amend.html</a></li> </ul> <p>&lt;関連レポート&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者契約法を強化する改正案、国会提出」（堀内勇世、2016 年 3 月 22 日） <a href="http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160322_010739.html">http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160322_010739.html</a></li> </ul>

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

また、悪質業者への対応強化などのために、「特定商取引に関する法律」（以下、「特定商取引

法」)の改正が行われた。施行日、簡単な概略、関連レポートなどは、図表5参照。

なお、特定商取引法とは、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などの、消費者トラブルを生じやすい一定の取引類型を対象に、事業者が守るべきルール（行政上の規制・ルール）と、クーリング・オフ等の消費者を守るルール（民事上の規制・ルール）を定めている法律である。

図表5 悪質業者への対応強化などのための特定商取引法の改正

法令名	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律
成立日	2016年（平成28年）5月25日
公布日	2016年（平成28年）6月3日
施行日	・原則、公布日から起算して1年6ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
概略	<p>・高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、例えば次の改正が行われている。</p> <p>①悪質業者への対応強化として、業務停止を命ぜられた法人の取締役等に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止する、業務停止命令の期間につき最長を1年から2年に伸長する、刑事罰を強化する。</p> <p>②消費者利益の保護のため、例えば、不実告知を行っていた事業者に、不実告知により行政処分があった旨の既存顧客への通知や返金を求める消費者への適切な対応（計画的な返金の実施等）等を指示できるようにする。</p> <p>③電話勧誘販売において、消費者が日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等について、行政処分（指示等）の対象とするとともに、申込みの撤回又は解除を行うことができるようにする。</p>
備考	<p>・法案は、消費者庁の以下のウェブサイト参照。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/">http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/</a></p> <p>・成立した法律は、消費者庁の以下のウェブサイト参照。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/trade/index_1.html">http://www.caa.go.jp/trade/index_1.html</a></p>

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## （５）独禁法関係

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、「独禁法」）の大きな改正はなかった。

なお、独禁法違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決する仕組み（「確約手続」）を導入する独禁法の改正を含む法案が提出されていた。「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」（以下、「TPP 関連法案」）である<sup>（注4）（注5）</sup>。この TPP 関連法案は、継続審議となっている。

（注4） TPP 関連法案は、内閣官房の以下のウェブサイト参照。

<http://www.cas.go.jp/jp/houan/190.html>

（注5） 関連レポートとして、以下のものがある。

- ・「独占禁止法、確約手続導入～企業再編にも影響か」（堀内勇世、2016年4月25日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160425\\_010849.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160425_010849.html)

## （６）刑事訴訟法関係

取調べの録音・録画の義務付けや合意制度（いわゆる日本版司法取引制度）の導入等を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立した。成立日、施行日、簡単な概略などは、図表6参照。

なお、合意制度（いわゆる日本版司法取引制度）の対象となる事件には、薬物銃器事件以外にも、「租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの」などが掲げられている（合意制度施行時の刑事訴訟法 350 条の2 第2項参照）。それゆえ、企業法務にも何らかの影響があると思われる。

**図表6 取調べの録音・録画の義務付けや合意制度（いわゆる日本版司法取引制度）の導入**

法令名	刑事訴訟法等の一部を改正する法律
成立日	2016年（平成28年）5月24日
公布日	2016年（平成28年）6月3日



<p>施行日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。</li> <li>・なお例外も多い。例えば、合意制度（いわゆる日本版司法取引制度）の導入は、公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。</li> </ul>
<p>概略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年（平成27年）3月13日に国会に提出された。同年8月7日衆議院において修正された。その後、継続審議となっていた。</li> <li>・刑事手続における証拠の収集方法の適正化・多様化及び公判審理の充実化を図るため、例えば次の改正が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①身柄拘束中の被疑者を、裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件について取り調べる場合、原則として、その取調べの全過程の録音・録画を義務付ける。</li> <li>②検察官が、弁護人の同意を条件に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意をすることができる制度（合意制度、いわゆる日本版司法取引制度）を導入する。一定の財政経済事件及び薬物銃器事件などを対象とする。</li> <li>③通信傍受につき、対象犯罪に殺人、略取・誘拐、詐欺等を追加しつつ、組織的な事案に限定するための要件を付加する。</li> <li>④証人の不出頭等の罪、証拠隠滅等の罪などの法定刑を引き上げる（これは刑法の改正である）。</li> </ul> </li> </ul>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法案や修正案は、法務省の以下のウェブサイト参照。  <a href="http://www.moj.go.jp/keijil/keiji14_00103.html">http://www.moj.go.jp/keijil/keiji14_00103.html</a></li> <li>・日本弁護士連合会のパンフレット「刑事訴訟法等が改正されました」  <a href="http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/keijisoshohoto_kaisei_02.pdf">http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/keijisoshohoto_kaisei_02.pdf</a></li> </ul>

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成